



再工ネ！

～国の立場で制度を作る～

安田 将人



自己紹介

<現職>

環境省 地球環境局

総務課 低炭素社会推進室 室長補佐

<現在の仕事内容>

- 日本の中長期的な地球温暖化対策の企画・立案
- 中長期的な温室効果ガス削減目標の検討

<入省後の経歴>

2004.4 環境省入省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課

2005.6 環境省 大臣官房 総務課

2006.6 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

2007.7 環境省 地球環境局 市場メカニズム室 排出量取引係長

2008.7 環境省 水・大気環境局 総務課 企画係長

2009.9 環境省 北海道地方環境事務所 環境対策課 課長補佐

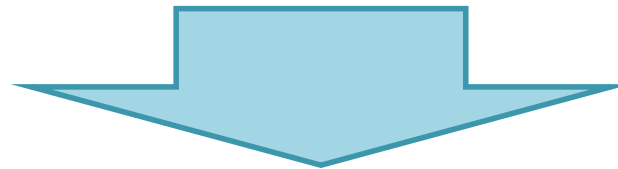
2011.6 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室 室長補佐

2013.8 環境省 地球環境局 低炭素社会推進室 室長補佐

固定価格買取制度
の制度設計、運用に
携わる！

国家公務員の仕事

世界		日本
<ul style="list-style-type: none">➤ 途上国・新興国で急増 (2050年:90億人超)➤ 今後の急速な高齢化	「ヒト」	<ul style="list-style-type: none">➤ 人口減少、超高齢・少子社会 (2050年:9500万人)
<ul style="list-style-type: none">➤ エネルギー・金属・水・農産資源の 争奪・枯渇	「モノ」	<ul style="list-style-type: none">➤ 資源小国ゆえの地政学的リスク➤ 安全保障上の懸念➤ 原発事故後のエネルギー政策
<ul style="list-style-type: none">➤ アジアを中心とした急成長➤ 金融資本至上主義の限界	「カネ」	<ul style="list-style-type: none">➤ 地方都市の衰退➤ 外部動向に脆弱な市場構造➤ 膨大な財政赤字



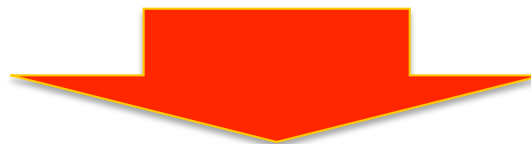
日本社会が抱えている課題は山積。すべての要素を考慮したうえで、あらゆる意思決定において公益・社会益の最大化できる政策を決定

政策立案のプロセス

1. 問題の発見・認識（調査事業、事故など）
2. 解決に向けた基本案づくり
 - ・シンクタンクを活用した調査・分析
 - ・有識者検討会や審議会での議論
 - ・モデル的取組・実証事業の実施
3. 民間企業を始め様々な関係者との調整
4. 国会議員との調整
5. 外国政府・国際機関との調整

①設計・
開発

②営業



政策の実行・実社会の変化^(※)

(※) 実社会の変化のためには、政策立案だけでなく立案された政策を社会に浸透させるための普及・啓発が重要（ex：マスメディア等の活用、制度説明会の実施など）

国が再生可能エネルギーを推進する理由は？

①エネルギー自給率の向上につながる

← 日本のエネルギー自給率は4%程度。毎年多額の燃料費が海外に

②経済の活性化に寄与する

← 太陽光発電所の施工、メンテナンスは地域にお金を落とす

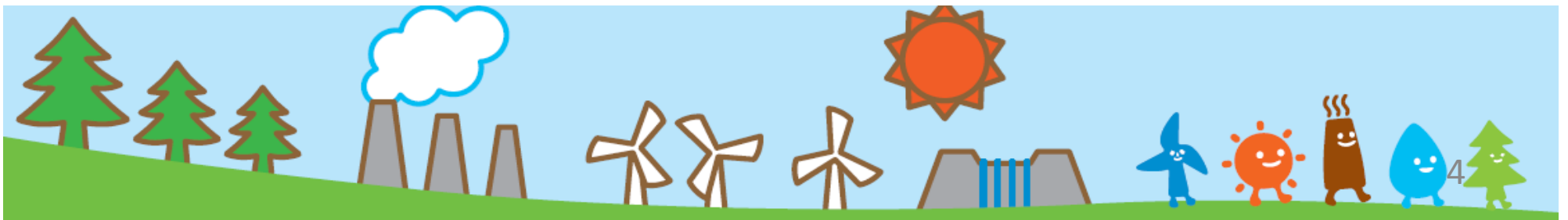
← 日本の環境技術の国際展開

③地球温暖化防止

← 再生可能エネルギーはカーボンニュートラル

④安全・安心なエネルギー

← 災害時でも太陽光発電は非常用電源として利用可能



再エネ推進施策の変遷

①補助金による支援（1997年～）

- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（「新エネ法」）制定
 - ✓ 新エネルギーの導入事業を行う民間事業者に対し、費用の一部を補助。また、金融機関からの借入に対する債務保証を実施。
 - ✓ 新エネルギーの導入事業を行う地方公共団体に対し、費用の一部を補助。

②義務量の枠付け（RPS制度）による支援（2003年～2012年）

- 2003年 **RPS制度**開始
 - ✓ 電気事業者に、一定量の再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ（価格は固定せず）。

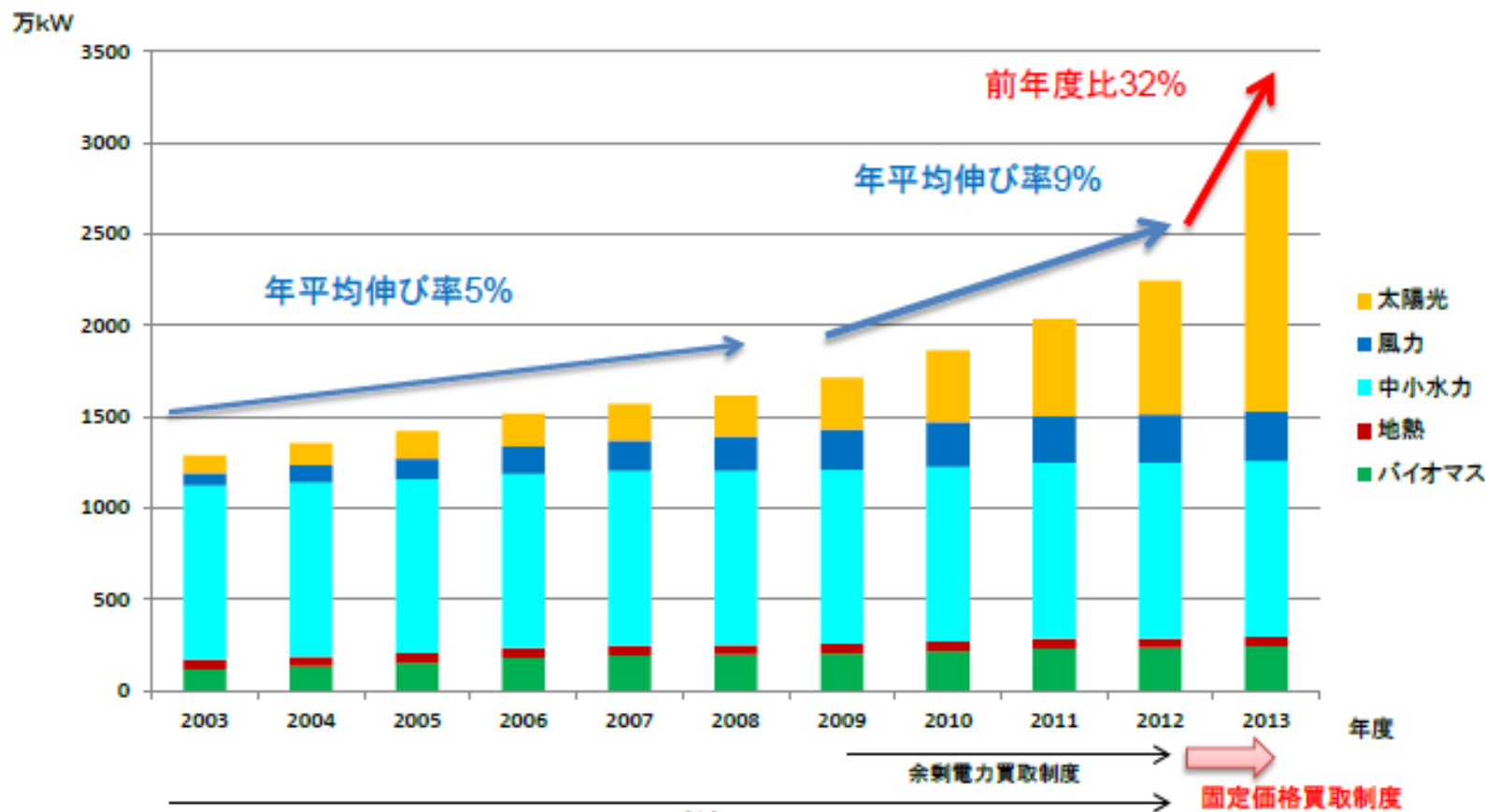
③固定価格での買取りによる支援（投資回収の見通し付与）（2009年～）

- 2009年 **余剰電力買取制度**開始
 - ✓ 500kW未満の太陽光（家庭用）について、電気事業者に、国が定めた調達価格・調達期間での、再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ。
- 2012年 **固定価格買取制度（FIT）**開始
 - ✓ 太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスについて、電気事業者に、国が定めた調達価格・調達期間での、再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ。

再エネの設備容量の推移

- 2009年に500kW未満の太陽光を対象に余剰電力買取制度を開始して以降、大規模水力を除く再生可能エネルギー等による設備容量の年平均伸び率は5%から9%に上昇。
- 2012年7月に固定価格買取制度を開始して以降は、2014年3月末時点で既に2955万kWに達するなど、設備容量は前年度比32%上昇。

【再生可能エネルギー等(大規模水力除く)による設備容量の推移】



(JPEA出荷統計、NEDOの風力発電設備実績統計、包蔵水力調査、地熱発電の現状と動向、RPS制度・固定価格買取制度認定実績等より資源エネルギー庁作成)

※2013年度の設備容量は2014年3月末までの数字

「固定価格買取制度（FIT）」ができるまで

- 2009年11月～ 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム（会合5回、ヒアリング6回開催）
「太陽光発電の余剰電力買取制度」開始
- 2010年 3月～5月 制度のオプション案提示、パブリックコメント
- 2010年 4月～ 地域フォーラム開催（全国21カ所での説明会、意見募集の実施）
- 2010年 7月 「制度の大枠」発表
- 2010年10月～ 総合資源エネルギー調査会での詳細設計の検討開始
- 2010年11月～ 再生可能エネルギーシンポジウム開催（全国9カ所）
- 2010年12月～2011年1月 「詳細設計に関する報告書（案）」のパブリックコメントの実施
- 2011年 2月 「買取制度小委員会報告書」とりまとめ
- 2011年 3月11日 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」閣議決定
- 2011年 7月14日 衆議院本会議で法案審議入り 2011年6月 エネ庁に着任！
- 2011年 8月23日 衆議院を通過
- 2011年 8月24日 参議院本会議で審議入り
- 2011年 8月26日 参議院本会議で可決成立

「固定価格買取制度 (FIT)」 が動き出すまで

制度の運用面

買取価格や買取期間

法令面の整備

2011年

9月

運用方針の大枠の検討

- ・電事連・関係業界との打合せ
- ・旧制度との関係の整理
- ・既存設備の取り扱い
- ・賦課金減免手続の検討
- ・賦課金免除範囲の検討

10月

11月

12月

調達価格等算定委員会令(11/9)
費用負担調整機関に関する政令(11/28)
費用負担調整機関に関する省令(11/28)

2012年

1月

費用負担調整機関の公募・決定

2月

運用方針の詳細検討

- ・電事連、関係業界との打合せ
- ・既存設備のFITへの移行手続
- ・賦課金減免運用方法の検討
- ・賦課金単価の検討

3月

4月

全国説明会の開催

調達価格等算定委員会開催

政令・省令・告示の作り込み

第1回	3月 6日(火)	第5回	4月 11日(水)
第2回	3月 15日(木)	第6回	4月 25日(水)
第3回	3月 19日(月)	第7回	4月 27日(金)
第4回	4月 3日(火)		

5月

固定価格買取制度の主要論点に関するパブリックコメント(意見約6,000件)

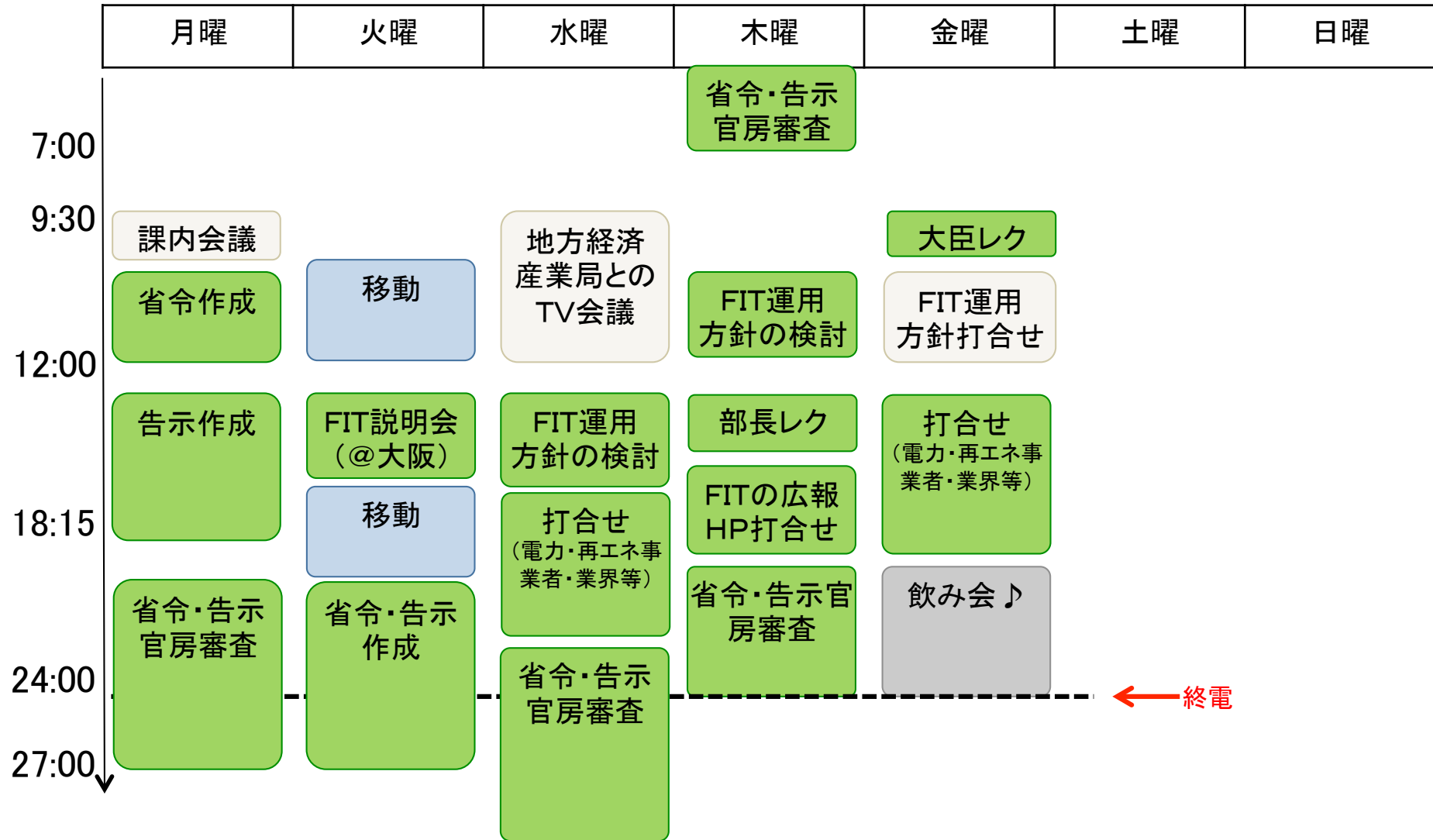
6月

再エネ特措法施行令(6/13)
再エネ特措法施行規則(6/18)
調達価格等を定める告示(6/18)
RPS経過措置義務量を定める告示(6/18)
賦課金単価を定める告示(6/18)
回避可能費用単価を定める告示(6/18)

7月

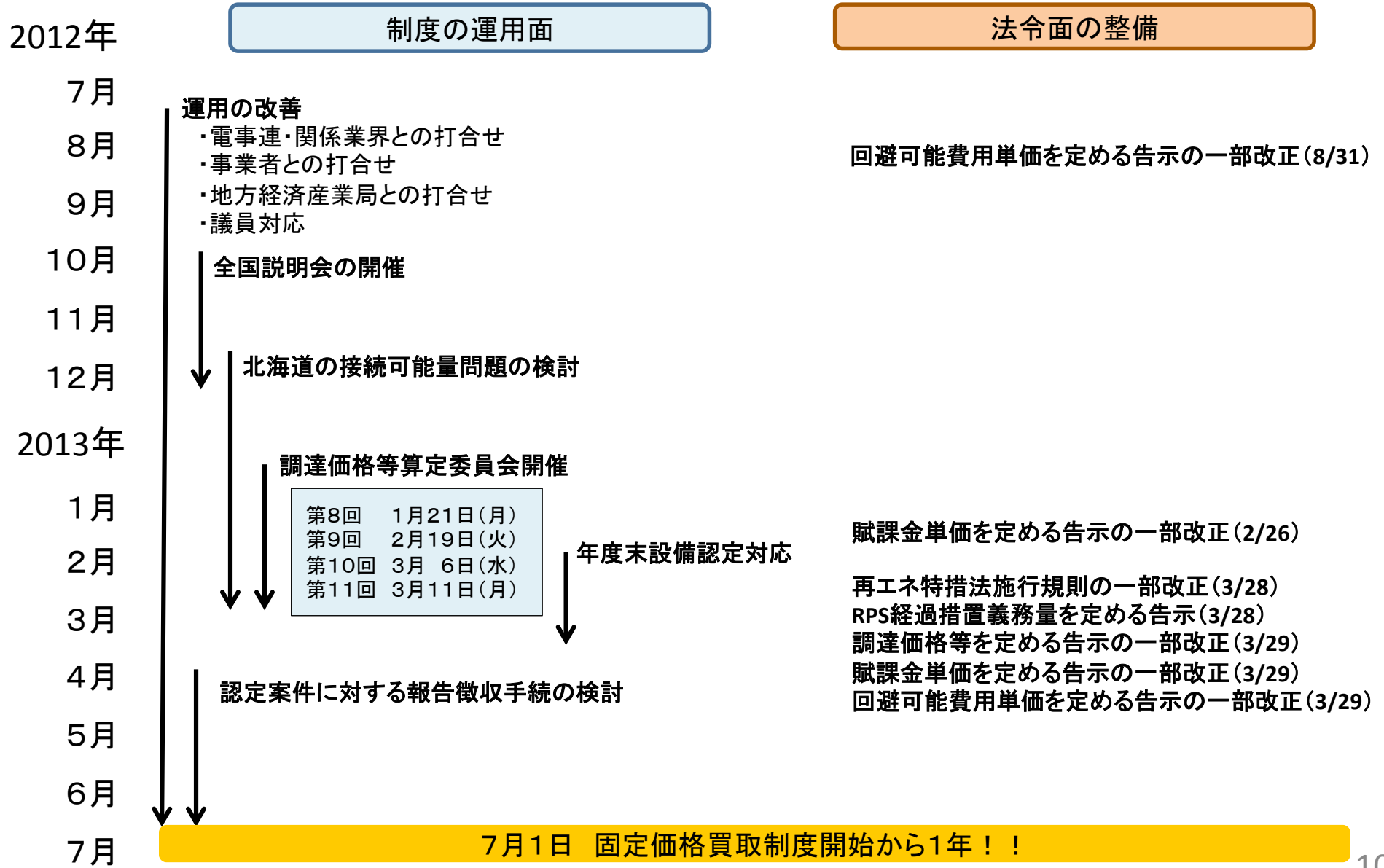
7月1日 固定価格買取制度開始！！

FIT法施行前の1週間の業務イメージ

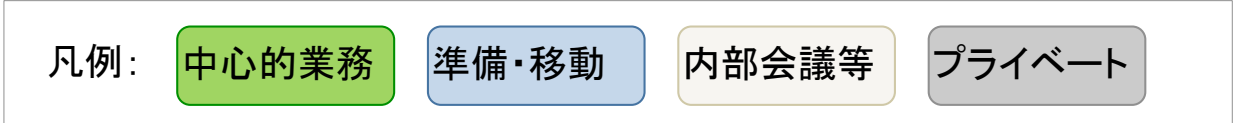
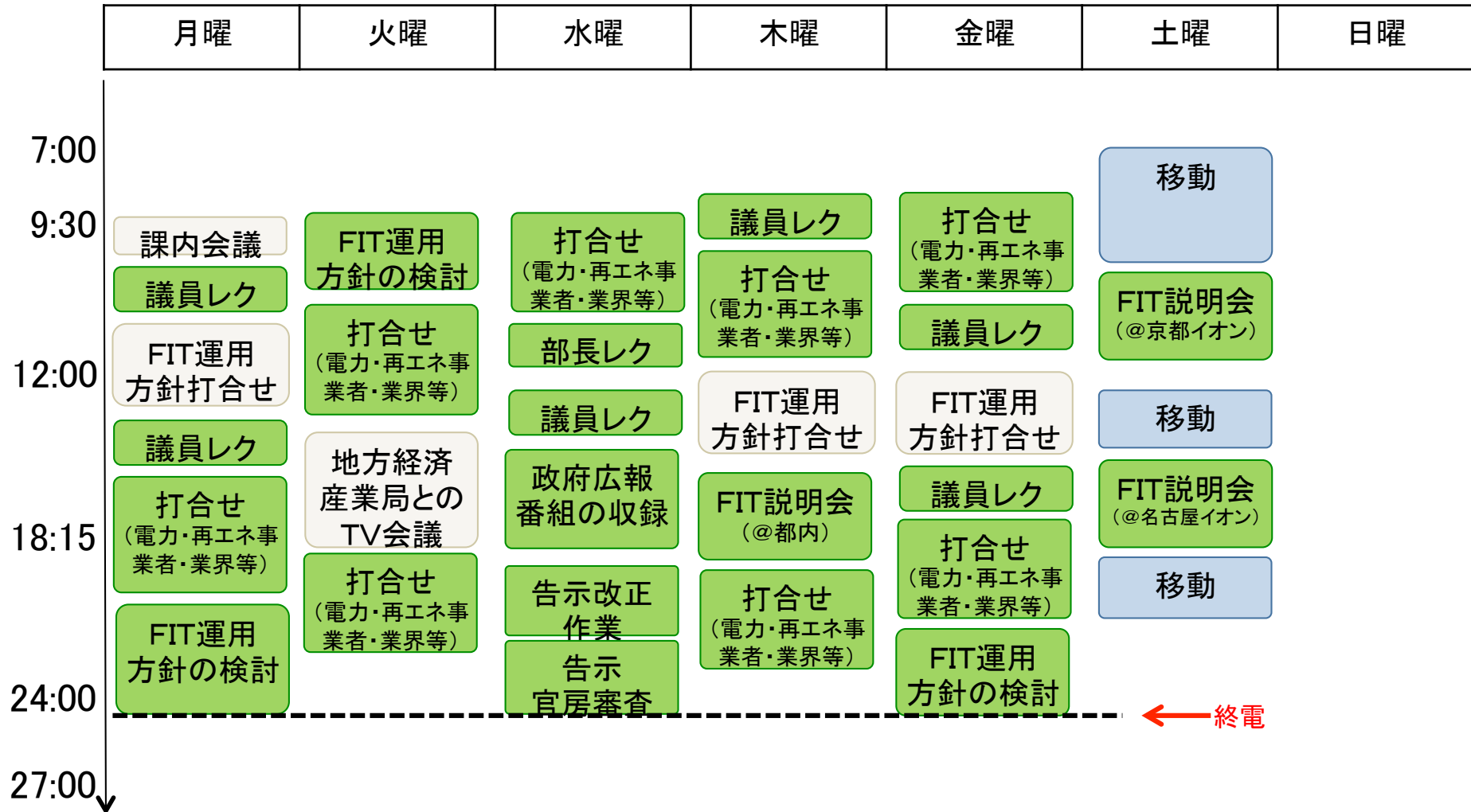


凡例: 中心的業務 (緑) 準備・移動 (青) 内部会議等 (黄) プライベート (灰)

「固定価格買取制度 (FIT)」 が動き出して



FIT法施行後の1週間の業務イメージ



FITの意義、地域にとっての意義

FITの意義

- 国が決めた買取価格での再エネ電気の調達を、一定期間電力会社に義務づけることで投資回収の見通しを与えることができ、**再エネが事業として成り立つ!**
(例えば、今年住宅に太陽光発電を設置すると、1kWh当たり37円での買取りが10年間約束される)
- 国が買取価格を計画的に引き下げることで再エネのコスト低減を促し、民間資金による再エネ導入によって**再エネ電力市場の成熟化を目指す!**

地域にとっての意義

- 公民館や学校など防災拠点への太陽光発電の設置を地方自治体が行ったり、地場の事業者の投資や市民出資による太陽光発電所の設置など、**“地域が主体となった再エネ事業”**が可能に!
- 固定価格買取制度開始前後の1年間を比較すると、地方銀行・信用金庫の融資件数は約6倍、融資実行額は約50倍。

